

平成22年7月16日

中国電力健康保険組合  
被保険者のみなさんへ

中国電力健康保険組合  
理事長 田中 雄二  
(公印省略)

## 「医療費と給付金支給額のお知らせ」の表示内容の一部変更について(通知)

拝啓 酷暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営につきまして、多大なご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、当健康保険組合が被保険者の方へ配付しています「医療費と給付金支給額のお知らせ」(以下、「医療費通知」という。)について、下記のとおり表示内容の一部を変更することといたしましたので、通知いたします。

敬具

記

### 1. 医療費通知の表示内容の一部変更について

#### (1) 変更(追加)箇所

医療費通知の「あなたが支払った額」欄の金額の右側に「\*減額査定」の表示ができるようにします。(詳細については、別紙1を参照してください。)

減額査定とは...

医療機関が行った検査や投薬等の診療内容が保険診療として適合しているかどうかについて、医療費の審査機関がチェックしますが、その時に保険診療に適合していない診療があった場合には、その部分の医療費を減額して医療機関に支払いを行っています。(詳細については、別紙2を参照してください。)

#### (2) 「\*減額査定」の表示対象

加入者のみなさんが医療機関の窓口で実際に支払った医療費の額と減額査定により減額となった医療費の額(医療費通知のあなたが支払った額)とを比べて1万円以上の過払いが生じた場合、医療費通知に「\*減額査定」と表示し減額査定があったことをお知らせします。

#### (3) 実施時期

平成22年7月配付分(平成22年4月診療分)から変更します。

#### (4) 医療機関への過払いの返還請求について

医療費通知に「\*減額査定」の表示がある方については、減額査定により医療費の減額があったため、加入者のみなさんが医療機関の窓口で支払った医療費についても医療機関に請求することにより、一部が返金される可能性があります。

なお、医療機関へ過払いの返還請求を行う場合は、加入者のみなさんが直接、医療機関に対して申出を行っていただくことになります。

また、返還請求を行っても、必ずしも差額の返還に恵ばれるというものではありませんので、医療機関と十分調整を行ってください。

2. その他（健康保険組合からのお願い）

（1）減額査定表示の有無に係わらず、実際に医療機関へ支払った医療費については、誤り等がないかどうか健康保険組合が配付している医療費通知とお手元の医療費の領収書とを突き合わせするなどして、日頃から各自で確認をお願いします。

なお、その時に医療費に差があり、不審な点がある場合には、健康保険組合へお問い合わせください。

（2）医療費通知は必ずご自宅へ持ち帰りいただくとともに、医療費の領収書は「医療費控除」の手続きにも必要となりますので、大事に保管するようにしてください。

【添付資料】

- ・別紙1...「医療費と給付金支給額のお知らせ」(イメージ図)
- ・別紙2...減額査定による医療費の流れ

以 上

中国電力健康保険組合 担当者:大屋 連絡先:082-523-6125
---------------------------------------

# 「医療費と給付金支給額のお知らせ」イメージ図

## 医療費と給付金支給額のお知らせ

大和 次郎 様

医療機関名は表示されないものがありますので、ご了承ください。

平成22年 4月 30日

大和総研ビジネスイノベーション健康保険組合



FR93

10.04  
200,000  
1

治療を受けた方	診療年月	入院の区分 通院	日数 または 回数	医療費の総額	健保組合又は老人 保健が支払った額	国や都道府県 等が支払った額	あなたが支払った額	支給金額	摘要
大和 次郎	21	6通院	1	1910	1337		573		
大和 冬子	21	6入院	27	1052090	736463		315627	271227	1
	21	6入院						24400	2
合 計				1054000	737800	0	316200	295627	
21年 1月診療分から21年 6月診療分までの累計				1103150	772205	0	330945	295627	

減額査定後の額を表示しています。

実際に加入者のみなさんが医療機関の窓口で支払った額と減額査定により減額された額（あなたが支払った額）とを比べて1万円以上多く支払っている場合に表示します。

※ 摘要のご説明 1＝法定給付 2＝付加給付

この決定に対し不服がある場合は、通知を受取った日の翌日から60日以内に社会保険審査官（地方厚生(支)局内）へ審査請求ができます。また、その決定に不服がある時は、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求ができます。なお、この処分取消の訴えは、判決の送達を受けた日の翌日から6か月以内に、健保組合を被告として提起できます（社会保険審査会へ再審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき等正当な理由がある時は、判決を経なくても提起できます）。ただし、判決の日から1年を経過すると提起できません。当通知にご不明な点がある場合は、健保組合にご連絡ください。

## 減額査定による医療費の流れ

加入者が医療機関で診療を受けた場合、加入者は医療費の自己負担額を窓口で支払い、その残りの医療費は健康保険組合が支払いますが、直接医療機関に支払うのではなく、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）という審査・支払機関を通じて請求・支払いを行っています。

医療費の請求は医療機関がレセプト（医療費の請求書）を支払基金に送り、支払基金は送られてきたレセプトについて、医療機関が行った検査や投薬等の診療内容が保険診療として適合しているかどうかについて審査します。審査の結果、保険診療に適合していない診療にはその部分の医療費を減額して医療機関に支払いを行っています。これを「減額査定」と言います。

レセプトの減額査定が行われた場合、加入者のみなさんが医療機関の窓口で負担した医療費についても返金される可能性があるため、その負担した金額が1万円以上多く支払われている方について、医療費通知に「\*減額査定」と表示し、減額査定があったことをお知らせします。

